

令和 年 月 日

保護者 様

学校法人 吉井幼稚園
園 長 袋野 栄三郎

お 知 ら せ

(組 さん)

本人(家族)が伝染病疾患[]とのことですから、
当分の間、登園をみあわせてください。いつから登園してよいか、担当医の指示
に従ってください。

参考 登園してはいけない主な病気
(学校保健安全法施行規則第19条より)

病 名	出 席 停 止 の 期 間 の 基 準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼 児にあっては、3日)を経過するまで。
新型コロナウイルス 感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼 児にあっては、3日)を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん(三日はしか)	発しんが消えるまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで。
咽喉結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
溶連菌感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
マイコプラズマ肺炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※ 治ってはじめて登園する時は、必ず登園前に主治医の診察を受け、下の
証明欄にサインをいただいて提出してください。

登園しても支障なしと認めます。

令和 年 月 日

医師名